

介護保険における住宅改修費の支給

概要

認定を受けた要介護者、要支援者が居住する住宅で住宅改修を行おうとする場合、実際の住宅改修費の9割相当額が、償還払いで支給される制度です。

住宅改修費の支給限度基準額は20万円で、1割(一定以上の所得のある利用者は2割)は申請者の自己負担、9割の18万円が支給額の上限となります。

住宅改修が必要な理由書などの事前提出、工事費用発生の実状がわかる書類などの事後提出など、市区町村への申請が必要です。

これだけお得です

●支給限度基準額:20万円

1割を自己負担(一定以上の所得のある利用者は2割)として、当該改修費の9割である最高18万円が支給されます。

※要介護状態区分が3段階以上重くなった場合、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定されます

このような工事が対象です

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式トイレなどへの便器の取り替え
- ⑥その他、上記①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

申請の手順

要介護者もしくは要支援者認定を受ける



住宅改修についてケアマネージャーなどに相談



住宅改修の必要書類を市区町村などの保険者へ提出
(保険者は保険給付として適当な改修かを確認)



施工



工事終了後、必要書類を保険者へ提出
(保険者が確認し必要と認めた場合に支給を決定)

原則として1人1回までの制度です

介護保険における住宅改修費の支給は、原則、1人1回までの制度です。

しかし、引越しをした場合、また、要介護度が3段階以上上がった場合には、その限りではありません。

▶引越しをした場合

ただし、介護保険証の住所が変わる場合のみが対象で、住所変更の手続きを済ませていない場合や、別荘など住所変更の手続きを要しない場合は利用することができません。

▶要介護度が3以上上がった場合

要支援は1と2の2段階がありますが、1と2は同じものとみなされ、要支援1から要介護2のケースは2段階しか上がっていないと見なされ、対象とはなりません。

地方自治体などの中には、独自の制度として補助額を上乗せしているところもあります。お住まいの自治体のホームページや担当窓口にご確認ください。

介護保険で住宅リフォームに上限18万円を支給

必要な書類を市区町村などの保険者に提出

工事前に必要な書類	
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給事前協議書	
支給申請書	
住宅改修が必要な理由書	
工事費見積書	
工事前の写真及び図面	
住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの(写真または簡単な図を用いたもの)	
住宅所有者の承諾書(被保険者と住宅の所有者が異なる場合)	
委任状(事業者などに依頼する場合)	
工事後に必要な書類	
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書	
領収書の原本	
工事後の写真	

※市区町村によって必要と書類が異なる場合があります

提案できるTDYの主要商品



洋式トイレ



トイレ手すり



浴室手すり



段差解消



引戸(引きドア)



床



玄関引戸

制度の
詳細

お住まいの市区町村のホームページをご確認下さい。